

令和4年2月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年2月8日(火)
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎9階議会第5会議室
- 3 開会時刻 9時33分
- 4 閉会時刻 11時39分

- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)
河野 真理子 委員(第二教育長職務代理者)
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
教育監 岡野 親
副局長 落合 嘉朗
総務室長 篠田 寛
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 宮村 進一
生涯学習部長 高梨 信行
企画調整担当課長 市川 秀樹
管理担当課長 星 孝樹
行政課長 松西 孝子
財務課長 藤野 智弘
教職員企画課長 田村 暢
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
厚生課長 信太 雄一郎
参事兼高校教育課長 増田 年克
高校教育企画室長 蘇武 和成
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 古島 そのえ
特別支援教育課長 萩庭 圭子
生涯学習課長 河田 貴子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 2月定例会 会議日程

日時 令和4年2月8日（火）9時30分から
場所 神奈川県庁新庁舎9階 議会第5会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

定教第51号議案 神奈川県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

定教第52号議案 神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

日程第2

報第14号 令和4年第1回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

報第15号 令和4年第1回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

2 協議・報告事項

報告1 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

報告2 令和3年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査（第1回）結果について

報告3 憲法改悪阻止神奈川県連絡会議からの要請書等について

報告4 令和4年度実施 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験について

教育委員会 2月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 2月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第2条の2第1項に基づくオンライン出席並びに音声の送受信による出席により、下城委員、河野委員及び佐藤委員の各委員が出席することを認めております。
では、会議録署名委員に下城委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「神奈川県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」ほか1件の付議案件がございます。
また、日程第2として、「令和4年第1回県議会定例会への提案に係る意見の申出について」ほか1件の報告案件がございます。
さらに、協議・報告事項として「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」ほか3件の報告がございます。
お諮りします。本日の日程のうち、日程第2の報第14号及び報第15号は、知事に意見を申し出る案件、また、協議・報告事項の報告4は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれのある案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思ひますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思ひます。
オンライン出席の各委員におかれましては、会議の途中で映像が静止したままになるなどの不具合が発生した場合は、いったんオンライン会議から退出していただき、こちらから会議への参加を招待いたしますので、改めて参加をお願いします。オンライン出席の皆様につきましては、必要に応じて、会議規則第2条の2第1項に基づき、音声の送受信に変える場合がありますので、あらかじめご承知おきを願ひいたします。
それでははじめに、進行の関係から、協議・報告事項の報告1に入ります。

報告 1

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について
説明者 市川企画調整担当課長

企画調整担当課長 赤色のインデックス、報告1をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。

この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は1月25日の教育委員会1月定例会以降の対応について、ご報告させていただきます。

24ページの「タ」をご覧ください。県立学校及び市町村立学校の対応についてです。1月27日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となったことにより、2月3日の県立中等教育学校の入学者決定検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として2月23日に「特例による検査」を実施することとしました。「チ」をご覧ください。1月28日に、オミクロン株に係る感染の急拡大により、現在、外来診療や保健所の業務が逼迫状況となっていることから、県では、抗原検査キット等を活用した本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、ITによる健康観察サービスを受ける「自主療養」を選択できる、「自主療養」の仕組みを導入しました。これに伴う「自主療養」の開始に係る学校での対応等について、県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼しました。「ツ」をご覧ください。2月1日に、神奈川県公立高等学校の入学者選抜等の受検者のうち無症状の濃厚接触者については、文部科学省の「令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&A」に準じて、その取扱いを定めておりますが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染の急拡大による保健所業務の逼迫等を受け、1月31日付けでこの「Q&A」に変更があったことから、本県の取扱いについても、以下のとおり新たな項目を加えて変更することとしました。【無症状の濃厚接触者の取扱い】として、以下の下線部が新たに加えた項目となります。「(7) 自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること」に、自治体等による検査結果が得られない場合は、抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とすること、抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とすることを加えました。

28ページをご覧ください。「オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について」です。こちらは昨日の記者発表資料になりますが、オミクロン株による感染拡大の中、各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保に最大限配慮するとともに、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、臨時休業の実施に当たっては、オミクロン株の特性を踏まえて判断することが必要です。このため、県教育委員会では、文部科学省が示すガイドライン及びその運用に当たっての留意事項、並びに県感染症対策協議会における意見も参考に、県立学校における臨時休業の当面の対応を整理しました。

「1 基本的な考え方」ですが、この当面の対応は、感染者の急増により保健所の業務が逼迫している期間に適用するものとします。各学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図ります。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時

休業等を行います。以下、資料記載のとおりです。

「2 当面の対応」ですが、これまで、陽性者が判明した時点で、一旦、教育活動を停止し、保健所による濃厚接触者の特定や校内消毒等の必要な対応が終わるまで、学校の一部又は全部の臨時休業を実施していました。今後は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されます。こうしたことから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わないこととします。ただし、各県立学校において、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施します。

29ページをご覧ください。【臨時休業実施の判断基準】ですが、「学級閉鎖」については、直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10～15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施します。「学年閉鎖」については、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施します。「学校全体臨時休業」については、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施します。「今後の対応」については、資料記載のとおりです。添付資料については、後ほどご覧ください。

戻りまして27ページをご覧ください。「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応してまいります。特に、感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施します。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営してまいります。

33ページをご覧ください。「参考1 県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況」は、2月3日現在において、県教育委員会で把握しまとめたものです。「1 県立学校」の「(1) 児童、生徒」及び「(2) 教職員」の表をご覧ください。表の右の枠外に、先ほど説明した自主療養者数について、感染者数の外数として参考に記載しております。34ページをご覧ください。

「(4) 月別感染者数」の表をご覧ください。表の下から4段目ですが、令和4年1月から、自主療養者数について括弧書きで、感染者数とは別に外数として記載しております。なお、36ページ以降の市町村立学校については、市町村教育委員会において、自主療養者数の把握はしていないと聞いているため、記載しておりません。

41ページをご覧ください。「参考3 県内学校の臨時休業等の状況について」です。「1 県立学校の状況」については、2月3日時点の状況で県教育委員会が把握している数、「2 市町村立学校の状況」については、1月26日時点の状況で、文部科学省からの調査依頼に基づき、この時点で調査し文部科学省に報告した数となります。参考については、後ほどご覧いただければと存じます。

「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」報告は以上です。

教育長

それでは、ただいまの報告について、何かご質問、ご意見等はございますか。

昨日発表させていただいた休業等の対応については、先週から教育委員の皆様方にいろいろとお話を申し上げ、ご意見をいただき、それを踏まえて取りまとめさせていただきました。何かご質問、ご意見等があれば、お願いいたします。特によろしいでしょうか。今回、会場とオンラインと電話会議という3つのシステムで動かしておりますので、もしご発言がある場合は委員のお名前を言っていただければと思います。

下城委員 下城です。よろしいですか。

教育長 下城委員、お願いいたします。

下城委員 昨日の記者発表をNHKニュース関東版で見っていました。それで、少し伝わり方のニュアンスが、臨時休業している学校が108あるというような数字が前面に出ていて、これは延べ数ですよ。今現在の数じゃないですよ。今現在の数というのは、先ほどの資料にあったように、学校全体の臨時休業は3校、特別支援学校は0で合計3校ということだと思いますが、何かそのところがテレビニュースではすっ飛ばされて、ぼんやり聞いていると、これだけ臨時休業なので学習の保障ができないということで、何としても閉めないというような伝わり方をしてしまっていたような気がしました。新聞とは違って、ニュースは時間も限られて短い時間の中なので、特に端折って伝えられた結果がそうだったのではないかというふうに思います。とはいえ、今現在、臨時休業を行っている学校数が3校ということなのですが、少し前はもう少しありましたよね、40何校か。それがどうしてこんなふうに減っているのか、保健所の目詰まりがなくなって仕組みを変えたということだと思いますが、そこを少し分かりやすく、もう一度補足的に説明をお願いできないでしょうか。

教育長 分かりました。事務局どうぞ。

保健体育課長 まず、数が多かったときには、今逼迫している保健所が、この濃厚接触者の特定について引き取って、数日かけるような形で対応していました。そのことで、学校が濃厚接触者の特定と消毒が終わるまでということ、止まる期間がありまして、校数的に、現在3校までになっているところですが、実際に数十校ということになっていたということになります。現在3校になっているのは、既に保健所の方が濃厚接触者の特定については、学校の方と教育委員会及び学校医の方に委ねて、そこでの協議の中で決めるということになりましたので、昨日発表した形で対応して、その中で学校中の濃厚接触者を特定し、止めることなく、濃厚接触者だけを囲った形で、学校は継続して再開するという形になっております。

教育長 下城委員、よろしいですか。

下城委員 感染急増の中で、実際に生徒の感染者も増えたのだらうとは思いますが、しかし、臨時休業した学校数が増加したというのは、それだけ学校の中に危険が広がったというわけではなくて、どちらかと言うと、保健所の安全確認に時間を要する、保健所が逼迫して、優先的に1日で済んでいたものが2日、3日、4日、5日とかかってしま

った。その結果、待っている学校が、休業のまま待たされている学校の数が一時膨らんでしまったと。それで、制度を変えることに踏み切った結果が、今3校になっているということで、これが実情、この感染急増の大変な中で、しかし学校では3校で済んでいるという、そういう理解でよろしいですよ。間違っていないですよ。

教育長

少し私から付け加えさせていただきますと、あくまでも今回の対応は、オミクロン株という新型コロナウイルスの中で、オミクロン株の特性、これは県の感染症対策協議会の専門家の皆様方から、その特性というのが極めて強い感染力と、それから若年層において重症化リスクが少ない。そういったものをご意見としていただいております。また、これは国の分科会の中でも一部そういうご意見もございます。そうした特性を踏まえた上で、なおかつ保健所業務の逼迫の中で、私どもとして、生徒の安全・安心とそれから学びの保障、これを両立させていくという観点から定めた基準、これが基本的な考え方です。これまで保健所は、もう相当に学校についてはご尽力いただいたと思っておりますので、引き続き逼迫した中ではございますが、必要なお助言等もまたいただけるのかなと、そのように思っております。

他によろしいでしょうか。河野委員、お願いいたします。

河野委員

今回の保健所の逼迫ということがあって、神奈川県としての対応、ということだと思えます。個人の視点といいますか、個々のところから少し思ったことがあります。一人ひとりの児童・生徒にとっては、それぞれの環境だとか状況だとか事情とかがあると思うのです。まさにそれが多様性だと思うのですが、一人ひとり、このコロナ禍にも、学校に行きたい子と、逆に行きたくない子と、それぞれ感覚も違うだろうと思うので、「一人ひとりに寄り添った」という言葉をよくお使いになるのですが、是非一人ひとりに対応した、できる限りですけれども、対応をしていただければと思います。何かもしあれば、よろしくお願いします。

教育長

教育監、どうですか。

教育監

昨日お示ししたのは、学校としての対応の基準ですが、河野委員ご指摘のように、生徒一人ひとりの事情、それぞれありますので、例えば、昨日の記者会見でもありましたが、受検を前にして、感染が少し心配なので学校を休みたいといったような申し出については、しっかりと話を聞いた上で、休んでいただくということも十分あり得るのかなと。その場合には、その子の学びの保障もしっかりしていく。今後も学校においては、生徒一人ひとりに寄り添った対応をしていく所存でございます。

教育長

笠原委員、お願いいたします。

笠原委員

資料24ページの「夕」でご説明いただいた、前回、教育委員会でも話題になった中等教育学校の入学者決定検査、この部分で特段の混乱がなかったのかということと、実際に特例としての2月23日の受検について、教えてください。

高校教育課長

2月3日、中等教育学校の入学者決定検査を実施しておりますが、欠席の状況は、

前年度と比較しても、特段、すごく増えているという状況はありませんでした。それから、特例による検査の受検ですが、2月16日の日に申出がありますので、そこで最終的な受検者自体は確定します。ただ、事前のご相談の中で、陽性による欠席というふうな連絡が来ているという状況ですので、おそらく受検者はいるだろうという想定で今現在準備を進めている、そのような状況です。

教育長

他に何かよろしいでしょうか。引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向というのは日々変わってまいりますし、新しい知見等々も出てくるかなと思っております。その都度、その都度の状況の中で対応してまいりたいと思っておりますので、引き続き、委員の皆様方には、私の方から直接ということでご連絡を申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に進行の関係から、日程第1の定教第52号議案に移ります。

定教第52号議案

神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

説明者 蘇武高校教育企画室長

高校教育企画室長 「定教第52号議案」をご覧ください。学校運営協議会の委員数や任期等を改める必要が生じたため、神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について所要の改正をいたしたく提案させていただくものです。

それでは「定教第52号議案関係」をお開きください。はじめに、「1 改正の趣旨」です。学校運営協議会においては、平成28年の規則施行から5年が経過し、いくつかの運用上の改善点が生じたため、改正を行うものです。まず「(1) 成年年齢の引下げに係る「保護者」の用語の扱いについて」ですが、民法の改正により、令和4年4月から18歳以上の者は成年となりますが、18歳以上の生徒にはいわゆる親権者としての保護者がいないこととなります。本規則には、第2条と第5条に「保護者」の用語が使われておりますが、この言葉の定義に疑義や混乱が生じることが考えられるため、改善を図る必要があります。「(2) 委員数について」ですが、地域の状況を踏まえ、十分な協議が行われ、円滑な運営が可能な人数として、当初10名ということで定めていましたが、学校の特色に応じて、さらに専門家を招くこと等を可能とするため、委員の数の上限に例外を認めたいと考えております。「(3) 委員の任期について」です。地域の方が継続して委員となることにより、事業が継続しやすくなるといった考え方から、当初、任期の年数を2年度間と定めましたが、多くの学校において「職」として推薦しているPTA会長や、地域自治体職員、近隣学校の校長等は、改選や異動が発生しやすく、実質1年間の任期となってしまうことが多い実情があります。そこで、再選を妨げないという条件を残した上で、任期を単年度に改めたいと考えています。

続いて「2 改正の内容」です。「(1) 成年年齢の引下げに係る「保護者」の用語の扱いについて」は、第2条の「保護者、地域住民等（以下「保護者等」とい

う。）」こちらの記載について、学校運営協議会は、地域とともにある学校づくりの推進を趣旨として設置しているということがありますので、こちらを「保護者、地域住民等（以下「地域住民等」という。）」という形に変更したいと考えております。次に第5条ですが、成年年齢の引下げに係る「保護者」という言葉の定義への疑義や混乱を回避するため、「保護者」という記載を「保護者等」とします。続いて

「（2）委員数について」は、規則では「10名以内」と定められていますが、教育長が認めた場合は10名を超える者の委嘱を認めることとしたいと思っております。

「（3）委員の任期について」です。規則では「委嘱又は任命の日から起算して1年を経過した日以後の最初の3月31日まで」、つまり2年度間と定められていますが、これを「委嘱又は任命の日から最初の3月31日まで」の1年度間とします。

最後に「3 施行期日」です。令和4年4月1日とさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、定教第52号議案「神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」です。委員の皆様方から何かご質問、ご意見等があればお願いいたします。いかがでしょうか。河野委員。

河野委員 一つ質問させてください。少し聞き取りにくかったもので申し訳ないのですが、先ほどご説明いただいた中で、委員の数について、学校の特色に応じて専門家等をというところで、委員の上限の例外を認めると伺ったのですが、この事例というか、どのような分野で、どういう方、専門家をということが、もし例があれば教えていただけないでしょうか。

高校教育企画室長 県立学校で様々な特色がございまして、様々なその特色に応じて、専門家のご意見等があれば非常に役に立つというようなケースがございまして、そういった場合には、学校運営協議会の中にそういったメンバーを入れて検討していくということが有効かというようなことです。

河野委員 私の質問が、もうひと深掘りできなかつたのだと思うのですが、その専門家の領域が、例えば芸術系なのかとか、例えば心理系なのか、何かそういうような例で挙がってくるものというのは多くあるのでしょうか。特にそういうことはないのでしょうか。

高校教育企画室長 それほど多いということではないのですが、やはり学校の特色もありますので、その特色に応じた形で学校が専門家をピックアップしたいというような要望の中で、そういった委員を招聘することはあります。

河野委員 具体例を伺いたいなと思ったのですが、少し難しそうなので大丈夫です。

教育長 こちらで想定しているのは、専門学科高校、農業や工業、商業、さらには舞台芸術もあります。地域の住民又は学校運営に関する学識者、そういった広く学校全体につ

いてのご意見をいただくということが前提で10名という数にしておりますが、それ以外に専門学科高校の場合は、やはりそこで行われている教育の内容についても、例えば工業であれば、工業の専門家のご意見などを聞きたい、そういったことも当然想定されますので、その部分についてはフレキシブルに考えていこうということです。

河野委員 具体例をありがとうございました。

教育長 下城委員、よろしくお願いします。

下城委員 県立旭高校で、学校運営協議会の委員を長く務めてきました。実情を少し分かっているからお話できるかと思えます。旭高校は、すぐそばにケアセンターですか、地区のセンター、それから特別養護老人ホームがありまして、それぞれ高校生と地域との連携ということで、活動をいろいろやっています。例えば文化祭にご招待するとか、あるいは学習塾に行けないようなお家の子どもの放課後の学習の面倒を見るとか、高校生が出掛けて行ってという。そういうことで運営協議会の枠が決まっているのですね。定数が決まっているのです。これは毎年お願いする、あと地域の中学校の校長先生とかですね。なので、新しいことをやるというときに、どなたかにいったん出してもらって、新しい方を入れるという形にせざるを得ない。なので、今回の改正というのは、そのプラスアルファいいですよという、何か新しいことをやりたいというときに、専門家の方を招くのであれば、プラスアルファでいいですよということであれば、とても現場は使いやすい。新しいことのために人を呼ぶことがやりやすい、そういう仕組みではないかなというふうに思って私は聞いていました。間違っていないでしょうか。

高校教育企画室長 今おっしゃっていただいたとおりです。様々なケースに対して、学校づくりが円滑にいくような仕組みということで、改正をさせていただきたいということです。

教育長 他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ採決を行いたいと思います。恐れ入りますが、発声でお願いしたいと思います。ただいまの定教第52号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
それでは次に、協議・報告事項の報告3に移ります。

報告3 憲法改悪阻止神奈川県連絡会議からの要請書等について
説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 県民等から、教育長等あて要請書及び要望書が提出されましたので、ご報告いたします。

まず一つ目の要請書を提出した県民等ですが、「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議」という団体です。要請書にある差出人ですが、同団体の代表委員の森卓爾氏、幹事長の高橋宏氏、事務局長の浅川壽一氏の3名です。

要請の内容については、【日の丸および君が代の取扱について】という部分をご覧ください。要請の内容です。「神奈川県教育委員会は、県内の学校にて開催される卒業式および入学式において、①「日の丸」の掲揚および「君が代」の斉唱を行わぬこと、②「日の丸」や「君が代」に対して起立や斉唱を拒む教職員に対して調査や処分を行わないこと、③式典に参加する児童・生徒・保護者・来賓等に対し起立や斉唱を促すことのないよう」にすることというものです。

もう1点、二つ目ですが、こちらは「こんな学習指導要領はイライナイ親と教師の会」からの要望書です。要望の内容は、3ページの下部、「1,」から「4,」をご覧くださいと思います。要望の内容です。「1, 卒業式・入学式において、児童・生徒・親・地域住民・教職員に「日の丸」「君が代」の掲揚・斉唱を強制しないこと。」「2, 元号使用を強制・強要しないこと。各種提出物・卒業証書等」「3, 君が代斉唱時における教職員の不起立等の調査・報告をしないこと。」「4, 教育委員会は現憲法の要請する「思想信条および良心の自由」を保障すること。」というものです。要請及び要望に対しては、それぞれ団体より文書による回答を求められております。

1月19日付けの通知において、県教育委員会から、今春の卒業式及び入学式においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国歌斉唱については、式次第には位置付けることとし、歌唱は控えることという内容で、既に各学校には通知しているところです。本件については、これまでの県教育委員会での議論や考え方を変更するものではありませんが、こうした対応を踏まえて、関係各課と調整の上、回答の作成をしていきたいと考えております。報告は以上です。

教育長 それでは、報告3につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。皆様、特によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ報告3は以上とさせていただきます。次に進行の関係から報告2に移ります。

報告2

令和3年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査（第1回）結果について

説明者 松西行政課長

行政課長 報告2「令和3年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査（第1回）結果について」ご報告いたします。本調査は、毎年度実施している調査ですが、わいせつ事案防止の取組を強化するため、今年度から調査回数を年1回から2回に拡充しました。今回は、第1回目の調査結果について報告させていただく

ものです。

資料1 ページをお願いいたします。「1 調査の概要」です。「(1) 調査の目的」については、「ア」県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応すること。「イ」教職員及び生徒の注意を喚起し、セクハラに意識の向上を図るとともに、学校におけるセクハラ行為の防止を図ることです。「(2) 調査対象等」については、資料記載のとおりですが、「ウ 調査方法」にありますように、全生徒にアンケート回答用のURL及び二次元コードを記載した「調査のお願い」を配付し、生徒は自宅等でパソコン、スマートフォンにより回答しました。なお、回答に当たっては、無記名可としております。

資料2 ページをお願いいたします。「2 調査の結果」です。「(1) 回答状況」ですが、被害を受けたという回答は130件で、回答者の内訳は、男子40件、女子70件、不明20件でした。「(2) 被害状況」ですが、被害を受けたと回答した130件のうち、「自分自身が被害を受けた」との回答が66件、「他の生徒が被害を受けた」と回答したのは64件でした。「(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの実行者」ですが、「先生」が最も多く29件で、次いで「生徒」の23件でした。「(4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容」は、「必要もないのに体に触られた」が最も多く28件、次いで「性的なからかいや冗談などを言われた」19件、その後が「携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた」などとなっており、延べ件数としては102件となっております。「(5) 学校が特定される回答」への対応についてですが、学校名が特定された回答129件については、当該校の校長にアンケートの内容を県教育委員会から速やかに連絡しております。校長は、それに基づいて調査を行い、校内の実行者が判明した場合は直接指導し、判明しなかった場合でも教職員や生徒に対する注意喚起等の措置を講じております。

3 ページをお願いいたします。「3 結果の総括と今後の対応」の「(1) 結果の総括」です。被害を受けたという回答は、昨年度の32件から130件と大幅に増加しました。回答数が増加した要因ですが、昨年度から導入したインターネットによる回答方法が定着し、生徒がより回答しやすくなったこと。また、生徒に対して、セクハラに関する啓発を継続的に実施してきたことにより、生徒の意識が向上して、これまで報告されてこなかった事案についても報告されるようになり、学校内外で見られるセクハラが顕在化できた結果と捉えております。また、教職員から被害を受けたとする内容は、例年と傾向は変わりませんが、「必要もないのに体に触られた」、「性別により決めつけられた」、「性的なからかいや冗談などを言われた」の回答が上位を占めております。なお、教職員による行為で、懲戒処分となるような重大な案件はありませんでした。次に、被害を受けた生徒の対応ですが、「友だち、家族など身近な人に相談した」をはじめとして、何らかの対応をとったとの回答の割合は、昨年度の調査より増加しております。

次に、「(2) 今後の対応」です。教職員からの授業中に注意を促すための身体接触、また技術指導などの身体接触などについて、生徒がセクハラと受けとめる場合があることから、引き続き、アンケート調査の結果を踏まえて、生徒がどのような言動をセクハラととらえているのかといったことを具体的に示し、教職員に注意を促す必要があります。その他、生徒が教職員の性別による決めつけや、性的マイノリティに対する言動をセクハラと受けとめるなど、セクハラに対する理解が進んだことが伺え

る回答もあります。このようなことから、今後も生徒及び教職員に対する啓発、人権教育を進めていきます。具体の対応になりますが、まず「ア 生徒向け」の対応として、引き続き、セクハラ防止の啓発と校内人権相談窓口等の周知を進めていきます。内容については、3ページ、下の方に記載していますが、全県立学校生徒にセクハラ
の定義、具体例などの内容を記載した啓発資料を配付し、啓発を行います。また、セクハラ相談窓口を含む相談窓口一覧ポスターを各校に配付し、相談窓口の周知を改めて依頼していきます。4ページをお願いいたします。また、さらにセクハラ防止啓発ポスター、それから相談窓口携帯カードなどを配付して、啓発を進めたいと考えております。また「④」ですが、現在、今年度第2回目のセクハラの調査を実施しておりますが、この調査結果を検証するとともに、来年度についても調査を年2回実施することとし、調査実施時には、セクハラに関する生徒に対する啓発も併せて実施してまいります。次に、「イ 教職員向け」の対応ですが、アンケート結果を掲載した教職員向けの資料を作成し、各県立学校へ提供し、研修会等で活用しております。

なお、最後になりますが、アンケート調査結果の詳細と調査資料は5ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。報告は以上です。

教育長 報告2、セクハラに係るアンケート調査の結果です。委員の皆様方からご質問、ご意見等があればお願いいたします。

佐藤委員 今年度もコロナの中、先生と生徒の身体的距離が一定程度取られていると思われる中で、この件数が昨年度から大幅に増加した。しかも、これが1回目の調査ということなので、年間数で言えば、もっと増える可能性があるということに驚いております。それともう一つ驚いたのが、130件中、校名が明らかになっているのが129件ということで、この種のアンケートでは、割と匿名にしてほしいという、校名は明らかにしない回答が多いと思われる中で、生徒の側からきちんと調査してほしいということで校名が書かれたのかなと思っております。質問は、調査した中で、更なる調査を要するような重大な事案はなかったのでしょうかということですか。

教育長 ご質問は、重大な事案、更なる調査を進めなければならないような事案がなかったのかということですか。どうぞ。

行政課長 ご質問の関係ですが、先ほど報告書の中でも申し上げましたが、それぞれ回答があったものについては、学校で詳細に確認していただいたということですが、結果として、更に調査を進める必要があるような、例えば懲戒処分につながるような、そういった事案は今回はありませんでした。

教育長 佐藤委員、いかがでしょうか。

佐藤委員 ありがとうございます。

教育長 その他の委員の皆様、いかがでしょうか。

下城委員 関連して。下城です、よろしいですか。

教育長 下城委員、お願いいたします。

下城委員 今確認されましたように、このアンケートからは重大事案に結びつくものは出てこなかったということは、逆に言うと、昨年度来発生している不祥事事件に関しては、このアンケートには反映されなかったということなのですよ。ですから、これ、まだ氷山の一角と思わなければいけないということですよ。それからご報告にありましたが、インターネット調査が定着してきたので、この数に昨年から増えたのではないかと、そのとおりだと思うのですが、逆に言えばこれが実数だったと。インターネット調査に慣れていなかった昨年までは、氷山の一角すら見えていなかったのだというふうに考えなければいけないという。これは、相当気持ちを引き締めてかからなければならぬ数字ではないかというふうに思われます。

もう一つ、このアンケート調査のアンケートの項目自体は、時代の進展に伴って、どんどんアップデートされている、聞き方を変えられていると思うのですが、今集計の中にあつた、体を触られるなどの項目というのは、確かにセクハラそのものなのですけれども、やや古いと言いますか、もっとメンタルな精神的なことに関わって、生徒たちが、子どもたちが不快に感じる、大人の言動、振る舞いを不快に感じるということが増えてきているように思います。そういうものをしっかり反映させるようにして、アンケート調査を続けていただければというふうに思います。

教育長 行政課長、何かありますか。

行政課長 下城委員がおっしゃったように、確かに、最近、言動に対することについて、生徒たちが回答する件数が増えております。具体的には、「その他」等で書かれている部分もありますが、確かに時代の変化がありますので、その辺りは、必要に応じて見直しも考えていきたいと思っております。

教育長 他にいかがでしょうか。河野委員、お願いいたします。

河野委員 まず、回数を増やしてやることになったこと自体は、私は賛成で、やはり継続性というのは大変重要だと思えます。私も、大元の内閣府や厚生労働省が動いたときに、男女共同参画の方で関わっていたことがあるのですが、やはり考え方が普及しはじめたときとか、インターネット技術によって、より身近になると、一定数増えていく。先ほど下城委員がおっしゃったとおり、今まであつたものが顕在化してきたことをちゃんと受けとめて、今までと同様、というかそれ以上に、丁寧に継続してやり続ける、ということが大切なのだなという感想を持ちました。

その上で二つほど質問があるのですが、一つはコロナ禍の特徴と言いますか、何かこのアンケートから読めるような、こんなセクハラが新しくあつたとか、触れる機会が少なかったのにこういうことがあつたのだとか、そういうものがありましたら、コロナ禍の特徴を教えてください。

もう一つは、男女別を見たのですが、男性が40件、あと男女を答えていないのが20

件ほどあると思うのですが、この男性又は不明という方々のセクハラの状態というので、何かもし特徴というか、今までと異なること等、お気づきがあればお願いします。

行政課長　　まず、1点目のコロナ禍の特徴ということですが、明確にこれがコロナ禍の特徴かどうかははっきりしない部分があるのですが、特に生徒間のセクハラの部分だと、やはりラインやインスタグラム、そういったSNS等を通じたセクハラというのは、割と回答として多くなっておりました。

それから、2番目の男女別のところで、特に男子に関する回答ですが、今回、回答として、男子からの回答が件数として結構増えています。内容としては、もちろん男子生徒が、自分たち自身に関する、例えば「男らしくしなさい」とか「男だから」とか、そういった発言で自身が被害を受けたというものもありますし、男子生徒が、周りにいる女子生徒が被害を受けたのではないかとということで、周りに結構目を向けた形で、男子生徒が女子生徒に対する被害を回答しているケース、こういったものもあります。

河野委員　　そうすると、回答状況の中は、男性が回答を40件してくれた中に、女性に対するものがあつた可能性もあるということですね。

行政課長　　そうですね。自分自身に対する被害に限定はしておりませんので、そういったものも含まれております。

河野委員　　皆さんがそういう目を持たれはじめたということも、一つあるのかもしれないと思います。

教育長　　河野委員、よろしいですね。

河野委員　　はい。引き続きよろしく申し上げます。

教育長　　笠原委員、お願いいたします。

笠原委員　　今まで他の委員がおっしゃったことと全く同じ感想を持っているのですが、これだけセクハラが普及して行って、様々な形で、教職員等も含めて啓発活動が行われて、セクハラが起らないような学校環境を作っていこうという動きの中で、この回答を見たときに「えっ」と思ったのが、12ページに、前にも少しご指摘した経緯があつたのかもしれないのですが、「教室が更衣場所となっているが、授業後すぐに退出しない」という。つまり、こういう状況というのは、なかなか学校で教室を確保する、着替える場所を確保するということの難しさも十分納得はできるのですが、そういう状況を起こしてしまうものをみすみす黙認せざるを得ない状況というのは、やはり速やかに改善しなければいけないことであつて、実際に、まだその教室が更衣場所になっている学校というのはどれくらいあるのですか。

行政課長　　なかなかその校数までは把握しておりません。ただ、こういった回答があつた学校

については、もちろん改善を図ることをお願いしていますし、それ以外の学校全体に対しても、セクハラアンケートでこういう回答があったということをお知らせしながら、各校での見直し、ルール化、そういったものをお願いしているところです。

教育長 実情ということで、教育監いかがですか。

教育監 元々、生徒更衣室というのを設けている学校と、そうでない、元々そういう教室がない学校、校数的にどっちが多いのかというのは、一概には。私の体感的な話ですと、教室を更衣場所としている方が多いのではないかなという感触を持っています。ここにあるように、そうした更衣室が別途用意できない学校については、生徒への指導をしっかりとルール化して、しっかりとそれに従うように指導していくということしか今はないのかなというところです。

笠原委員 各学校で工夫をされているところもあろうかと思えます。やはり今のこういう状況の中で、減少を図ろうとしている中で、こういう物理的なことによって、状況改善を阻むようなことというのはやはりよろしくないだろうなと思えます。できる限り、それぞれの情報を共有しながら、こんな工夫もできるとか、こんなことをやると少し改善するとかということも含めながら、是非改善の方向に向けていただきたいと思えます。これが1点です。

あともう1点は、このセクハラ調査の調査項目というのは、初回から変わっていないのでしょうか。見直しはされているのでしょうか。

教育長 いかがですか。

行政課長 ほぼ変わっていないということです。

笠原委員 時代の流れというか、こういう状況を改善しようとする中で、やはり掘り起こしていく必要がある部分も出てくると思うのです。今回のこの数のところから見ても。調査項目を見直して、多面的に拾えるような状況を作っていくことも必要だと思うので、是非この辺りで一回項目の見直しをしていただきながら、生徒たちの声をできるだけ拾い上げて、根絶に向けて対応できるように改善を図っていくことが必要かなと思えますので、よろしく願いいたします。

教育長 教育局長、お願いします。

教育局長 先ほど、下城委員のお話にもありましたとおり、今回の数、極めて重く受けとめております。やはり従前の紙媒体から、より生徒たち、子どもたちが回答しやすいやり方にした結果というふうに受け止めております。調査項目につきましても、アンケートの内容につきましても、継続性という部分もあります。加えて、やはり時代に相応しいもの、また子どもたちの実態をより反映できるもの、そういった形に工夫させていただいて、子どもたちの声、意見をしっかりと受け止め、そして改善をしていく、そういった形で見直していきたいと考えております。

教育長 彼の委員の皆様、よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、報告2は以上とさせていただきます、進行の関係から定教第51号議案に移ります。

定教第51号議案

神奈川県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

説明者 藤野財務課長

財務課長 定教第51号議案「神奈川県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。本議案は、奨学金を取り巻く環境の変化を踏まえ、より利用しやすい制度とするため、神奈川県奨学金貸付条例施行規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。資料に記載はございませんが、今回提案する規則案は、令和3年12月20日から令和4年1月18日までパブリックコメントを実施しましたが、特段の意見がなかったため、原案どおりとなっております。

規則案の具体的な内容については、「定教第51号議案関係」をお開き願います。はじめに、2ページと3ページをご覧ください。こちらは、今回の規則改正を含めた高等学校奨学金制度の改正の全体像になります。全部で六つの改正項目がありますが、そのうち、2ページ、太枠で囲んだ2番目「連帯保証人」と3番目「成年年齢引き下げへの対応」が今回の改正項目となります。各項目の改正内容については、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、規則案の内容についてご説明しますので、「定教第51号議案関係」の1ページにお戻りいただき、規則の概要をご覧ください。はじめに、「1 改正の理由」ですが、高等学校奨学金制度をより利用しやすいものとするため、令和3年第3回定例会において議決いただいた、貸付月額を増額する改正条例の施行とあわせて、連帯保証人の必要人数の見直し及び成年年齢の引き下げへの対応等を行うため、所要の改正を行うものです。

次に「2 改正の内容」ですが、「(1) 連帯保証人の必要人数の見直し」と「(2) 成年年齢の引き下げへの対応」の二つの項目があります。「(1) 連帯保証人の必要人数の見直し」は、現在、貸付時に連帯保証人を2人立てることを義務付けている規定を改正し、貸付時に連帯保証人が1人しか立てられない場合であっても、教育長が特別の事情があると認めるときに限り、必要な貸付が受けられるよう規定を整備するものです。「(2) 成年年齢の引き下げへの対応」は、令和4年4月からの成年年齢引き下げに伴い、条例、規則、基準及び要領における「保護者」の定義を統一し明確化を図るため、所要の改正を行うものです。

次に「3 施行期日」は令和4年4月1日を予定しております。

なお、規則の新旧対照表は議案の2ページにまとめておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上で、定教第51号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくご願いたします。

教育長 定教第51号議案「神奈川県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」です。委員の皆様方から、何かご質問、ご意見等があればお願いいたします。特によろしいでしょうか。佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤委員 大丈夫です。

教育長 それでは、ご質問がなければ採決を行いたいと思います。ただいまの定教第51号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
ここで、室内換気等のため5分ほど休憩いたします。

(10時54分休憩に入り、11時00分再開する)

教育長 それでは、教育委員会2月定例会を再開いたします。
次に、日程第2の報第14号及び報第15号に移ります。
ただいまから、非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員企画課長、教職員人事課長を指定します。

(11時00分非公開の会議に入り、11時39分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので、これにて閉会をいたします。

令和4年2月8日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第2

報第14号

- ・ 教職員企画課長から報告の後、質疑を行った。

報第15号

- ・ 教職員企画課長から報告の後、質疑を行った。

協議・報告事項

報告4

- ・ 教職員人事課長から報告の後、質疑を行った。